内閣府告示第七百七十三号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十

九日内閣府告示第九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同法第六条第二

項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

構造改革特別区域計画の変更を認定した日

平成十七年十月一日

| 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 遠野市

三 構造改革特別区域の名称 日本のふるさと再生特区

四 構造改革特別区域の範囲 遠野市の区域の一部(旧遠野市)(詳細は内閣府において閲覧に供する。

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 特

定農業者による濁酒の製造事業(七 七)

内閣府告示第七百七十四号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十

九日内閣府告示第七十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同法第六条第二

項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十七年十月一日

| 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 | 一関市

三 構造改革特別区域の名称 幼稚園早期入園特区

四 構造改革特別区域の範囲 一関市の区域の一部(旧一関市)(詳細は内閣府において閲覧に供する。

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。

歳未満児に係る幼稚園入園事業(ハニ六)

内閣府告示第七百七十五号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四

月四日内閣府告示第四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同条に規定す

る措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

構造改革特別区域計画の変更を認定した日

平成十七年十月一日

- | 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県
- \equiv 構造改革特別区域の名称 みやぎ地域生活支援デイサー ビス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 石巻市、古川市、名取市、角田市、 岩沼市、 栗原市及び東松島市並びに宮城

県柴田郡大河原町、 村田町、 柴田町及び川崎町、 黒川郡大和町、 大郷町、 富谷町及び大衡村、 加美郡色麻

町及び加美町、 志田郡松山町、 三本木町及び鹿島台町、 遠田郡小牛田町、 涌谷町及び南郷町並びに牡鹿郡

女川町、本吉郡志津川町及び歌津町の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。

指

定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(九 六

内閣府告示第七百七十六号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十

六日内閣府告示第五百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同法第六条

第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十七年十月一日
- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県本吉郡南三陸町
- \equiv 構造改革特別区域の名称 南三陸型グリーン・ツーリズム特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮城県本吉郡南三陸町の区域の一部 (旧志津川町) (詳細は内閣府において

閲覧に供する。)

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 特

内閣府告示第七百七十七号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十

一月十七日内閣府告示第三百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同条に規

定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

構造改革特別区域計画の変更を認定した日

平成十七年十月一日

- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鶴岡市
- \equiv 構造改革特別区域の名称 地産地消で育つ元気な子どもの楽しい給食特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鶴岡市の区域の一部(旧藤島町)(詳細は内閣府において閲覧に供する。)
- 五 革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改 公
- 立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(九二)

内閣府告示第七百七十八号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十

七日内閣府告示第三百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同法第六条第二

項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

構造改革特別区域計画の変更を認定した日

平成十七年十月一日

| 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大田原市

三 構造改革特別区域の名称 大田原市英語教育特区

四 構造改革特別区域の範囲 大田原市の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 構

造改革特別区域研究開発学校設置事業 (八 二)

内閣府告示第七百七十九号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七

月二十六日内閣府告示第五百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同条

に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

構造改革特別区域計画の変更を認定した日

平成十七年十月一日

| 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 加賀市

 \equiv 構造改革特別区域の名称 認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

四 構造改革特別区域の範囲 加賀市の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 認

知症対応型共同生活介護の短期利用事業 (九三二)

内閣府告示第七百八十号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四

月四日内閣府告示第七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同条に規定す

る措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十七年十月一日

構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県小県郡長和町

三 構造改革特別区域の名称 ながと有害鳥獣被害防止特区

四 構造改革特別区域の範囲 長野県小県郡長和町の区域の一部 (旧長門町) (詳細は内閣府において閲覧

に供する。)

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 有

内閣府告示第七百八十一号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六

月二十一日内閣府告示第百四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同条に規

定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十七年十月一日
- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県上水内郡飯綱町
- 三 構造改革特別区域の名称 飯綱町地域住民支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県上水内郡飯綱町の区域の一部(旧三水村)(詳細は内閣府において閲

覧に供する。)

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 指

内閣府告示第七百八十二号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する

措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の

変更を認定したので、 同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に

規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十七年十月一日
- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県及び浜松市
- 三 構造改革特別区域の名称 光技術関連産業集積促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 浜松市の区域の一部(旧浜松市、 旧天竜市、 旧浜北市、 旧細江町及び旧引佐
- 町)(詳細は内閣府において閲覧に供する。
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 外

国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申

請優先処理事業(五 四

内閣府告示第七百八十三号

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年二

月二十八日内閣府告示第二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同条に規

定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十七年十月一日

構造改革特別区域計画の作成主体の名称 滋賀県、大津市、 彦根市、 長浜市、 近江八幡市、 草津市、 守

市 栗東市、甲賀市、 野洲市、 湖南市、 高島市、東近江市及び米原市並びに滋賀県滋賀郡志賀町、 蒲生

郡安土町、 蒲生町、 日野町及び竜王町、 神崎郡能登川町、愛知郡秦荘町及び愛知川町、犬上郡豊郷町、 甲

良町及び多賀町、 東浅井郡浅井町、 虎姫町、 湖北町及びびわ町並びに伊香郡高月町、 木之本町、 余呉町及

び西浅井町

三 構造改革特別区域の名称 選べる福祉サービス滋賀特区

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 日

額単位を適用した施設訓練等支援事業(九二五)及び日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業

内閣府告示第七百八十四号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十

八日内閣府告示第百六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同法第六条第

|項において準用する同法第四条第十| 項の規定に基づき、 次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十七年十月一日

構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県及び豊岡市並びに兵庫県美方郡香美町及び新温泉町

三 構造改革特別区域の名称 グリーンツーリズム特区

四 構造改革特別区域の範囲 豊岡市並びに兵庫県美方郡香美町及び新温泉町の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 特

定農業者による濁酒の製造事業(七 七)

内閣府告示第七百八十五号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する

措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画 [の変更

を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定

平成十七年十月十一日

する措置に基づき、

次のとおり公示する。

内閣総理大臣 小泉純一郎

構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十七年十月一日

構造改革特別区域計画の作成主体の名称(兵庫県及びたつの市並びに兵庫県赤穂郡上郡町及び佐用郡佐

用町

三 構造改革特別区域の名称 先端光科学技術特区

四 構造改革特別区域の範囲 たつの市並びに兵庫県赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の区域の一部 (播磨科

学公園都市) (詳細は内閣府において閲覧に供する。)

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申 外

請優先処理事業 (五 四)

内閣府告示第七百八十六号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年四

月三十日内閣府告示第百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同条に規

定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十月十一日

内閣総理大臣 小泉純 郎

構造改革特別区域計画の変更を認定した日

平成十七年十月三日

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 玉名市
- \equiv 構造改革特別区域の名称 玉名市福祉輸送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 玉名市の区域の一部 (旧玉名市) (詳細は内閣府において閲覧に供する。)
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改
- 革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 Ν
- PO等によるボランティア輸送としての有償輸送における使用車両の拡大事業 (一二〇六 (一二一六))